

保育所(園)等 利用の手引き(募集要項)



令和6年度 入所(園)希望の方向け

※保育所(園)等の利用申込みに関して、とても大切なことを記載していますので、内容を必ずお読みのうえ、お申込みください。

目 次

1. 保育所(園)等のこと		5. 各種届出について	P.15
①保育所(園)等の種類など	P.1	6. 保育所(園)等の継続利用について	P.15
②保育所(園)等入所日(利用開始日)	P.2	①次年度の継続利用について	P.15
③保育時間について	P.2	②保育認定の事由が「求職活動」の場合の利用期間について	P.15
④夜間保育を実施している認定こども園	P.2	③保育認定の事由が「妊娠・出産」の場合の利用期間について	P.16
2. 教育・保育給付認定について	P.2	7. 保育所(園)等の退所について	P.16
3. 利用調整(選考)について		8. 利用者負担額(保育料)及び副食費徴収免除の決定について	
①利用調整の方法	P.5	①利用者負担額(保育料)・副食費徴収の免除の決定について	P.16
②希望園について	P.5	②利用者負担額(保育料)の変更について	P.18
③内定辞退と取消し、申込み取下げについて	P.5	③利用者負担額(保育料)の納付について(0~2歳児クラス)	P.18
④兄弟姉妹の申込みについて	P.5	④利用者負担額(保育料)の減免・階層変更について	P.18
⑤転所(園)について	P.6	9. 一時預かり事業のご案内	P.18
⑥産後休業・育児休業明けでの入所(園)希望について	P.6	10. 就労応援型預かり保育	P.20
⑦小規模保育園及び小規模保育事業実施施設の卒園時について	P.7	11. 休日保育の利用について	P.20
⑧広域入所について	P.7	12. 病児保育について	P.21
⑨転入予定の方について(現在、枚方市外に在住で、枚方市に転入予定)	P.7	13. 臨時保育室について	P.22
⑩転出予定の方について(現在、枚方市在住で、枚方市外に転出)	P.8	14. 保育所(園)等利用調整基準表(令和6年度)	P.23
⑪障害児保育制度について	P.8	認可保育所(園)等一覧	P.26
4. 保育所(園)等の利用申込みにについて		保育所(園)等の位置図	P.29
①申込み前の準備	P.8		
②令和6年4月1日からの利用を希望する場合	P.8		
③年度途中(5月~3月)からの利用を希望する場合	P.11		
④利用申込みに必要な書類	P.12		
⑤その他の注意事項	P.14		

令和6年度の保育年齢(クラス)早見表 ※表のクラスにお申込みください。

保育年齢	生年月日	最終保育年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日~令和7年4月1日	令和13年3月31日
	令和5年4月2日~令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児クラス	令和4年4月2日~令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和3年4月2日~令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和2年4月2日~令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児クラス	平成31年4月2日~令和2年4月1日	令和8年3月31日
5歳児クラス	平成30年4月2日~平成31年4月1日	令和7年3月31日

★この冊子の内容は、令和5年9月時点のものです。掲載内容について、今後変更となる可能性がありますので、市ホームページも併せてご確認ください。

URL: <https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000037999.html>

↓市ホームページ



1. 保育所（園）等のこと

① 保育所（園）等の種類など

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業実施施設（以下「保育所（園）等」という。）は、保護者の就労や疾病等で、「家庭で保育を行うことが困難である乳幼児」を保育する施設です。利用するには、保育を必要とする事由（以下「保育事由」という。）があり、教育・保育給付認定（2・3号）を受ける必要があります。各施設と認定は以下のようになります。

施設区分	概要	利用申込み先	契約先	利用者負担額	教育・保育給付認定
保育所（園）	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって、保育を行う施設です。	市役所	市	市が徴収	2号 3号
認定こども園	保育を行う保育所機能と幼稚園機能をあわせ持つ施設です。 【2区分の利用形態】 ★保育所部分：就労などのため家庭での保育が困難な世帯が利用 ★幼稚園部分：教育の基礎をつくる幼児期教育を目的とする世帯が利用（満3歳以上が対象の施設もあり）。一般的な教育標準時間10時～14時（1日4時間）。 ※保育所部分の利用世帯が退職など「保育事由」がなくなった場合、幼稚園部分へ入園し、通い慣れた施設の継続利用が可能。	保育所部分 ⇒市役所 幼稚園部分 ⇒直接施設	施設	施設が徴収	保育所部分 ⇒2号 3号 幼稚園部分 ⇒1号
小規模保育事業実施施設	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う事業を実施する施設です。少人数の子どもを保育する市町村の認可事業で、2歳児クラスまでが対象です。	市役所	施設	施設が徴収	2号 3号



【教育・保育の内容・特徴】

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。保育所（園）等では、一人ひとりの子どもたちを大切にしながら、友だちとともに育ちあい、豊かな遊びや環境の中で、心身ともに健やかな子どもに育てることを目標としています。



② 保育所(園)等入所日(利用開始日)

各月1日が入所日となります。

育児休業明けの方も、各月1日に入所(園)(以下、入所という)し、入所月の月末までに育児休業を取得している職場に復帰することが条件となります。また、「産休・育休復帰確認書」に事業主の証明を受け、市役所に提出する必要があります。(P.6 参照)

※例:1歳誕生日の6月25日に育休からの復帰を目指す場合、6月1日入所希望で申込みをします。内定となった場合は、6月1日から24日までは慣らし保育を行い保護者は6月25日に復帰します。なお、保留通知は発行できませんが、職場と調整がつけば、29日まで育児休業を延長し、30日復帰でも構いません。

※緊急入所(父母いずれも20日以上入院が見込まれる場合など)は必要な日からとします。

※産後休業後すぐに入所を希望する場合は、月途中での入所も可能です。

ただし、受入可能な月齢は施設によって異なりますので、P26～「認可保育所(園)等一覧」で確認のうえ、お申込みください。

③ 保育時間について

○保育所(園)等の開所時間

午前7時～午後7時

※認定された保育必要量(P.4参照)の範囲内で実際に就労や通勤時間等により、子どもの保育ができない時間に利用できます。

○延長保育

一部の保育所(園)で延長保育を実施(別途、延長保育料が必要)。詳細は、各保育所(園)にお問い合わせください。

④ 夜間保育を実施している認定こども園(明善第貳めぐみ園)

保護者が就労のため、概ね午後6時以降も保育が必要な場合に利用できます。

(午後10時まで利用する必要はありません。)

<開所時間> 午前10時～午後10時(入所要件で認められた時間を利用できます。)

<延長保育> 午前7時～午前10時(別途、延長保育料が必要)

※延長保育料:認定区分に応じて異なります。免除制度などもありますので、詳しくは直接園へお問い合わせください。

2. 教育・保育給付認定について

① 教育・保育給付認定の種類

保育所(園)等の利用を希望する場合、教育・保育給付認定(以下「保育認定」という)を受ける必要があります。保育認定には1～3号認定があり、利用する施設等によって下表のように異なります。なお、認定通知は、保育所(園)等の利用決定時に、市から交付します。

認定	概要	年齢
1号	保育事由なし。 幼稚園(新制度)・認定こども園(幼稚園部分)を利用する子	満3歳児～卒園する年度末
2号	保育事由あり。	3歳誕生日前日～卒園する年度末
3号	保育所(園)等を利用する子	0～3歳誕生日前々日

※3号から2号へは市が職権変更を行うので、あらためて申請は不要です。その際の2号認定通知は年度末に自宅へ送付します。

※教育・保育給付認定以外に幼稚園(私学助成)や認可外保育施設を利用する際の「施設等利用給付認定(新1～3号)」があります。詳しくは保育幼稚園入園課にお問い合わせください。

② 保育を必要とする事由

保育所（園）等を利用するには、父・母のいずれもが、次の表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

	保育事由	保育認定の要件
1	就 労	1か月実働64時間以上の就労をしていること(居宅内外、自営・外勤いずれの場合も含む)。月2万円以上の収入がある内職をしていること。 ※内職は就労証明書の提出時に1か月以上の収入実績が必要です。 ※配偶者等(※1)が営む事業に雇用契約を締結し、就労している場合は就労とします。
2	就 労 (自営協力者)	配偶者等(※1)が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく、1か月当たり実働64時間以上の就労をしていること。
3	妊 娠・ 出 産	妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。
4	保護者の 疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。
5	同居親族の 介護・看護	長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること。(別居親族の介護・看護のために保育の利用を希望する場合は、ご相談ください。)
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(ただし、保護者自身が被災した場合に限る)。
7	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
8	就 学 ※2	1か月当たり64時間以上就学していること。
9	育児休業	既に保育所(園)等を利用している児童で、育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること。
10	その他	上記に類する状態にあると認められること。

※1 配偶者又は二親等以内の親族が営む事業

※2 就学を認定事由とする場合、対象となる学校は学校教育法に規定されている学校など、限定されますので、保育幼稚園入園課へお問い合わせください。

③ 保育認定の有効期間

保育事由	認定の有効期間<保育所(園)等の利用可能期間>
就労(協力者含) 同居親族の介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで
保護者の疾病・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の6週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
求職活動	有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
就学	保護者の卒業・修了まで (子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
その他	市長が必要と認める期間



④ 保育必要量（保育所（園）等）を利用できる時間

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、保育認定の事由や保護者の就労時間等により認定します。「保育標準時間」は、1日あたり11時間を上限に、「保育短時間」認定は、午前9時から午後5時までの8時間を上限に利用することができます。

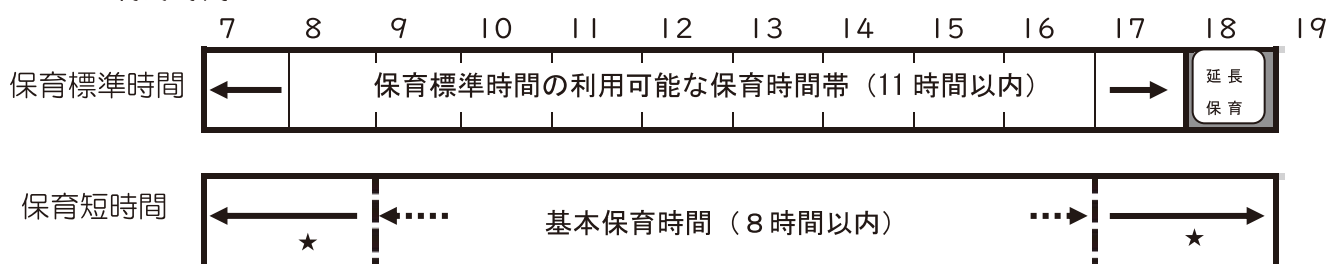
原則として、月に120時間以上の就労であれば「保育標準時間」認定が可能ですが、月120時間未満の就労でも、午前9時から就労開始する等、午前9時から午後5時までの利用に納まらない場合は「保育標準時間」認定が可能ですので、認定申請時にご相談ください。

ただし、実際の利用時間は、認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等で子どもを保育できない時間に限りません。

<保育事由ごとの保育必要量>

保育事由	保育必要量の区分	
就労 親族の介護・看護 就学	保育標準時間	保育短時間
妊娠・出産 災害復旧	保育標準時間 (保護者の申し出により、保育短時間とすることも可)	
求職活動 育児休業	保育短時間	
保護者の疾病・障害 その他	原則、保育短時間 (病状が重篤な場合等、やむを得ない場合は保育標準時間も可)	

<利用時間のイメージ>



※図のうち、「保育標準時間」の18時から19時の「延長保育」の時間帯は、各園において申請し認められた場合、別途料金が発生することなく利用することができます。

※保育短時間認定の子どもが17時を超えて利用した場合、または8時間を超えて利用した場合は延長保育の利用となり、園によっては別途利用料が必要となる場合があります。

※図のうち、「保育短時間」の★印の時間帯(7時～9時及び17時～19時)の取扱いについては、各園にお問い合わせください。

⑤ 保育認定の変更

保育認定後、就労状況が変わるなど、認定内容に変更が生じる場合は、変更後の「要件確認書類(P.12～)」と「変更申請書」を保育幼稚園入園課に提出し、変更手続きを行う必要があります。通常、書類提出から認定変更までに数日～10日程度要しますので、変更申請は余裕をもって、お早めにお手続きください。

なお、保育認定の変更は原則翌月1日からとなります。ただし、「保育短時間」から「保育標準時間」に変更となる場合は、月途中での認定変更が可能です。利用者負担額(保育料)については、翌月からの変更となります。

また、保育認定の有効期間の満了後も、引き続き保育所(園)等の利用を希望される場合は(3号→2号切り替えを除く)、原則期間が満了する前月10日までに期間満了後の「要件確認書類」と「変更申請書」を保育幼稚園入園課にご提出ください。

※妊娠・出産要件で新規入所された場合は、認定期間の満了をもって退所(園)(以下、退所という)となります。

※公平かつ適正に事務を行ううえで、「要件確認書類」が確認できない場合は認定変更できませんので、悪しからずご了承ください。

⑥ 保育認定の取り直しと保育所(園)等の退所

退職等により、「保育事由」に該当しなくなった場合は、保育認定を取り消します。その場合、保育所(園)等の利用ができなくなり、退所となりますので、「保育事由」に該当しなくなる可能性がある場合は、必ず保育幼稚園入園課にご相談ください。

3. 利用調整(選考)について

① 利用調整の方法について

申込み書類に記載の希望施設について、「保育所(園)等利用調整基準表(P.23~)」に基づいた基礎指数(父母の基礎指数を合算)と調整指数の合計点の上位順、点数が同じ場合は8つの優先項目を用いて利用調整を行います。申込み書類の内容に変更があった場合は、受付期間内に速やかに事実即した申込み書類を準備し、保育幼稚園入園課までご提出ください。受付期間後に、申込書と現状が異なっていることが明らかになった場合、内定取消または、ご利用中の保育所(園)等を退所になることがあります。

なお、待機順番については、指数の変更や新規申込者等が複雑に影響し合うため、お答えすることができませんので、ご了承ください。また、万が一、書類に虚偽の内容が発覚した場合は、入所内定を取り消すことや、入所後は退所していただくことがあります。

保留となった場合、年度内は自動的に次回の選考の対象となります。育児休業明けで申請したが毎月の選考を希望しない等ある場合は、希望日を変更する等の手続きが必要です。

② 希望園について

申込み時に最大希望園を10園(第10希望)まで設定できます。第10希望まで記入しなければならないというわけではありませんが、希望するクラスの募集がないことや、前年より募集が少ないことがありますので、可能な限り希望園を増やすことを検討してください。毎日の送迎ルートや園の雰囲気などを考慮して、通える範囲でできるだけ多くの保育所(園)等を設定しましょう。

また、配慮が必要なお子さんは必ず施設見学を行い、健康状態等について相談してから希望園を設定してください。

③ 内定辞退と取消し、申込み取下げについて

内定を辞退する場合・保育所(園)等の申込みが必要なくなり、取下げをされる場合は保育幼稚園入園課までご連絡ください。なお、内定を辞退されますと、今年度中の利用調整において10点を減点しますので、できるだけ辞退することのないようにしてください。

また、各利用調整の受付期間後に、提出済みの要件確認書類(就労証明等)から状況が変わった場合(就労時間が短くなる等)、内定が出ていても取消しとなる場合があります。至急、保育幼稚園入園課までご相談ください。

④ 兄弟姉妹の申込みについて

兄弟姉妹が、同時に新規申込みをする場合と同時に転園申込みをする場合は以下の方法を選択していただけます。

- A. 兄弟姉妹が同じ施設で同時に入所できる場合は入所する。(希望施設が全て同じ場合に限り)
= 兄が〇〇保育園、弟が△△保育所に内定しても、二人とも保留になります。どちらか一方が保留となった場合は、二人とも保留になります。

B. 兄弟姉妹が別施設でも同時に入所できる場合は入所する。

＝兄が〇〇保育園、弟が△△保育所に内定の場合は、それぞれの施設で内定となり、兄弟で別園に入所することになります。どちらか一方が保留となった場合は、二人とも保留になります。

C. 兄弟姉妹の1人でも入所できる場合は入所する。

＝兄が〇〇保育園に内定し、弟はすべて保留となった場合、兄のみ内定となります。

⑤ 転所(園)について

現在、保育所(園)等を利用中の方(保育の認定事由が育児休業・求職活動の場合を除く)で、別の園に転所(園)を希望する場合は、転所(園)申込みをしていただけます。ただし、転所(園)の内定後は、すでに在籍園の利用調整を終えているため、いかなる理由であっても、内定を辞退し、在籍園に戻ることはできません。万が一、辞退する場合は在籍園も退所することになり、保育所(園)等に所属することができなくなる可能性があります。転所(園)の申込みは十分に検討してから、お申込みください。転所(園)申込みも年度内は自動的に次回の選考の対象となりますので、不要となった場合は取下げの手続きが必要です。

利用調整の基礎指数は、「保育所(園)等利用調整基準表」に基づく世帯の基礎指数が150点以上の場合は150点とし、150点に満たない場合はその指数とします。調整指数は「保育所(園)等利用調整基準表」の「★印」の調整点のみを加減します。

なお、在籍園を退所された場合は、退園月の翌々月以降の転所(園)申込みも自動的に取下げされます。継続して申込みを希望される場合、退所後に改めて申込みの手続きを行ってください。

⑥ 産後休業・育児休業明けでの入所(園)希望について

○育児休業明けでの入所希望について

育児休業明けで、保育所(園)等の入所を希望する場合、復帰日が属する月の1日を入所希望日として申し込んでいただくことができます(※1)。入所月の月末までに職場復帰すれば良く、入所日(1日)から職場復帰日までの間は、慣らし保育(※2)としてご利用いただけます。

入所までの日または保育幼稚園入園課が指定する日までに「産休・育休復帰確認書」を保育幼稚園入園課にご提出ください。提出がない場合、内定を取り消すことがあります。年度途中で入所希望される方は、保育所(園)等の年度途中の受入れ予定等を公表しますので、参考にしてお申込みいただけます。

例: 育児休業を6月24日まで取得し、25日に復職予定の場合は、6月1日を入所希望日として申し込みます。内定となった際は、1日～24日の間、保護者は育休中ですが、慣らし保育期間として保育所の利用が可能です。

※1: 復帰日が属する月の1日以外の育休期間中を希望日とする申込みはできません(小規模保育施設の卒園時に育児休業を取得し、卒園後も他の保育所等の利用が必要と認められる場合を除く)。

※2: 慣らし保育とは、集団生活に慣れることを目的とし通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育開始日(入所月1日)から、利用者負担額(保育料)等が発生します。

○「保育所(園)等利用保留通知」の発行依頼について

育児休業中の方で、育児休業の延長をする際に「保育所(園)等利用保留通知」(以下、「保留通知」という。)が必要となる場合があります。何月時点の保留通知が必要か、勤務先にあらかじめ確認し、申込期限(「年度途中からの利用を希望する場合(P.11)」参照)までに保育所(園)等の利用申込みを完了させてください。利用調整をしていない月(申込みをしていない月)や内定を辞退された月の保留通知は発行できません。

発行の依頼はこちらから



入所希望月の利用調整で保留となった場合は、保留通知を郵送します。随時選考の対象で入所希望月の翌月以降の保留通知が必要な方は、必要な日付の前月10日までに6ページのQRコードから申請してください。前月20日前後に保留通知を郵送します。QRコードから申請できない場合は、「保育所(園)等利用保留通知申請書」を保育幼稚園入園課へ提出してください。

○育児休業延長可能に伴う減点の許容について

希望している施設に入所ができなくても、育児休業を延長することが可能なため、他の方を優先的に利用調整して構わない場合は、「利用調整申込書」の「希望する保育所(園)等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」にチェックしていただくと、当該年度は、「-110点※」することで他の方を優先的に利用調整します。ただし、利用調整は行いますので、減点しても内定となることがあります。その場合は、入所のご案内をさせていただき、辞退されると、その後当該年度は、辞退による減点の対象となり、「保留通知」は発行できません。また、当該年度中に「減点して他の方を優先的に利用調整すること」を取りやめる場合は、保育幼稚園入園課へ「申込内容変更届」を提出してください。

※減点后、0点以下になる場合は「1点」として利用調整を行います。

○産後休業明けでの入所(園)希望について

産後休業明けでの保育所(園)等の利用希望される場合、入所希望日は産後休業後の日(月途中入所可)となります。「認可保育所(園)等一覧(P.26~)」をご確認のうえ、必ず受入れ月齢が「産休明け」になっている施設を希望園に設定してください。

⑦ 小規模保育園及び小規模保育事業実施施設の卒園時について

小規模保育園及び小規模保育事業実施施設(以下「小規模保育園等」という。)を卒園し、引き続き別の保育所(園)等の利用を希望する場合、利用希望日に応じた申込み受付期間に卒園後の保育所(園)等の利用申込みを行ってください。その際の利用調整では「保育所(園)等利用調整基準表」に基づき、当該世帯の基礎指数に調整指数(+30点)を加算します。

また、育児休業中(下のお子さん等)の場合は、本来新たな入所の利用調整は行いませんが、小規模保育園等の卒園時は育児休業を取得している保護者の基礎指数を60点として利用調整の対象とします。ただし、育児休業を取得しているお子さん(下のお子さん等)が、同じ4月に入所申込みをしている場合は、復帰後の就労時間に基づく基礎指数(下のお子さんと同じ)で利用調整を行います(下のお子さんが「育児休業延長可能に伴う減点の許容(本頁)」をしている場合を除く)。

⑧ 広域入所について

枚方市に転入する方で、転入後も転入前の市区町村の保育所(園)等に継続入所を希望する場合や、枚方市から転出する方で、転出後も枚方市の入所中の保育所(園)等の継続利用を希望する場合は、広域入所の制度があります。

また、保護者の勤務先・就学先に近い等の理由により、枚方市外の方が枚方市内の保育所(園)等の利用を希望する場合、また、枚方市内の方が枚方市外の保育所(園)等の利用を希望する場合も広域入所の制度をご利用いただくことが可能です。

ただし、広域入所の実施には種々の条件(求職・育休の要件では利用できない等)がありますので、利用を希望する場合は保育幼稚園入園課へお問い合わせください。

⑨ 転入予定の方について(現在、枚方市外に在住で、枚方市に転入予定)

年度途中を希望日とする方は、枚方市に転入予定(鍵または物件の引き渡し日)の3か月前から申込みができます。また、年度当初(4月)を希望される場合は4月1日までに転入予定の方が対象となり、必要書類が揃っていれば利用調整の受付期間に申込み可能です。

※利用開始日までに転入されなかった場合、入所決定を取り消します。詳しくは事前に保育幼稚園入園課へお問い合わせください。

▼申込みに必要なもの

鍵や物件の引渡日や入居予定日記載の契約書(新築・購入・賃貸借等の契約成立済み原本。重要事項説明書は不可。)

⑩ 転出予定の方について（現在、枚方市在住で、枚方市外に転出）

枚方市外へ転出する方は、転出先自治体に保育所（園）等の利用申込み手続きの方法等を確認してください。引越し時期や引越し予定住所などの状況を説明のうえ、手続き方法・必要な書類・申込期限などの情報を聞き取り、手続きしてください。必要書類等の提出が現住所の自治体となる場合は、必要書類を全てご用意の上、枚方市保育幼稚園入園課までお越しください。なお、枚方市保育幼稚園入園課では、書類の不備（必要書類が揃っているか含め）等の確認は一切できませんので、十分に転出先自治体を確認してからお越しください。また、枚方市に提出後、事務手続きを経て、転出先自治体に送付しますので、必ず転出先自治体の締切り1週間前には、窓口へお越しください。

⑪ 障害児保育制度について（加配保育士の配置等、入所後の配慮が必要なお子さん）

枚方市の保育所（園）等では、心身の発達上、集団での保育に配慮が必要な児童に対して障害児保育制度を実施しており、お子さんに身体障害や知的障害、発達の遅れ等があり、集団保育によって、より良い発達（成長）が期待される場合、必要に応じ加配保育士を配置のうえ、保育を受けることができます。健診等で発達の指摘があった場合、担当機関の保健師等に集団保育での配慮についてご相談ください。保護者の保育事由がなくても利用申込みが可能です。申請する場合は「要件確認書類（P.12～）」を参照し、必要書類（意見書、同意書を含む）を保育幼稚園入園課に提出してください。

なお、本制度の利用の希望によらず、集団保育にあたって何らかの配慮が必要なお子さんは、必ず施設見学を行い、健康状態等の配慮が必要な事柄について、施設に相談してください。

※内定となった場合、お子さんの適切な保育環境の確保のため、保育所（園）等の体制によっては、加配保育士が配置できるまで、入所をお待ちいただくことがあります。

※4月希望は、申込みが多く通常より審査に時間を要することから早めにお申込みください。

○対象児童（全て該当すること）

- A. 身体障害者手帳（1～4級）または療育手帳の所持者、特別児童扶養手当対象児童
※医師等により療育手帳所持者と同程度の障害があると証明を受けた場合も含む。
- B. 保護者が当該児童の障害、発達上の遅滞を認識していること
- C. 集団保育が可能で、保育所（園）等に日々通所できること

4. 保育所（園）等の利用申込みについて

① 申込み前の準備

申込みに必要な書類（保育事由によって異なります）は、「利用申し込みに必要な書類（P.12～）」を確認し、各証明者等に書類作成を依頼するなど書類の準備を進めてください。

また、枚方市内には、様々な形態の保育施設があります。それぞれに特徴があり、その特徴を活かした保育をされています。実際に見学に行くと、その保育施設の雰囲気がよくわかりますので、申込みまでの時間を有効に活用し、できるだけ見学に行きましょう。

※必ず事前に電話連絡した上で見学しましょう。

② 令和6年4月1日からの利用を希望する場合

(1) 申込み相談窓口

- ▼対象 象：令和6年4月の入所申込みにあたり、相談を希望する方
- ▼期 間：令和5年9月11日（月）～10月13日（金）
平日 午前9時30分～午後4時00分
※相談件数等、状況に応じて、期間延長の可能性あり。
- ▼場 所：市役所 別館5階 保育幼稚園入園課

▼予 約:予約優先制

QRコード(P.10)をスマートフォン等で読み取り、専用の予約フォームから予約をしてください。

▼注意事項:多くの方にご利用いただくため、相談時間は20分までです。事前に「令和6年度 保育所(園)等利用の手引き(募集要項)」をよく読んで、できるだけ相談事項を整理したうえでお願いします。

予約優先で対応しますので、予約なしで来られた場合、待ち時間が長くなる場合があります。

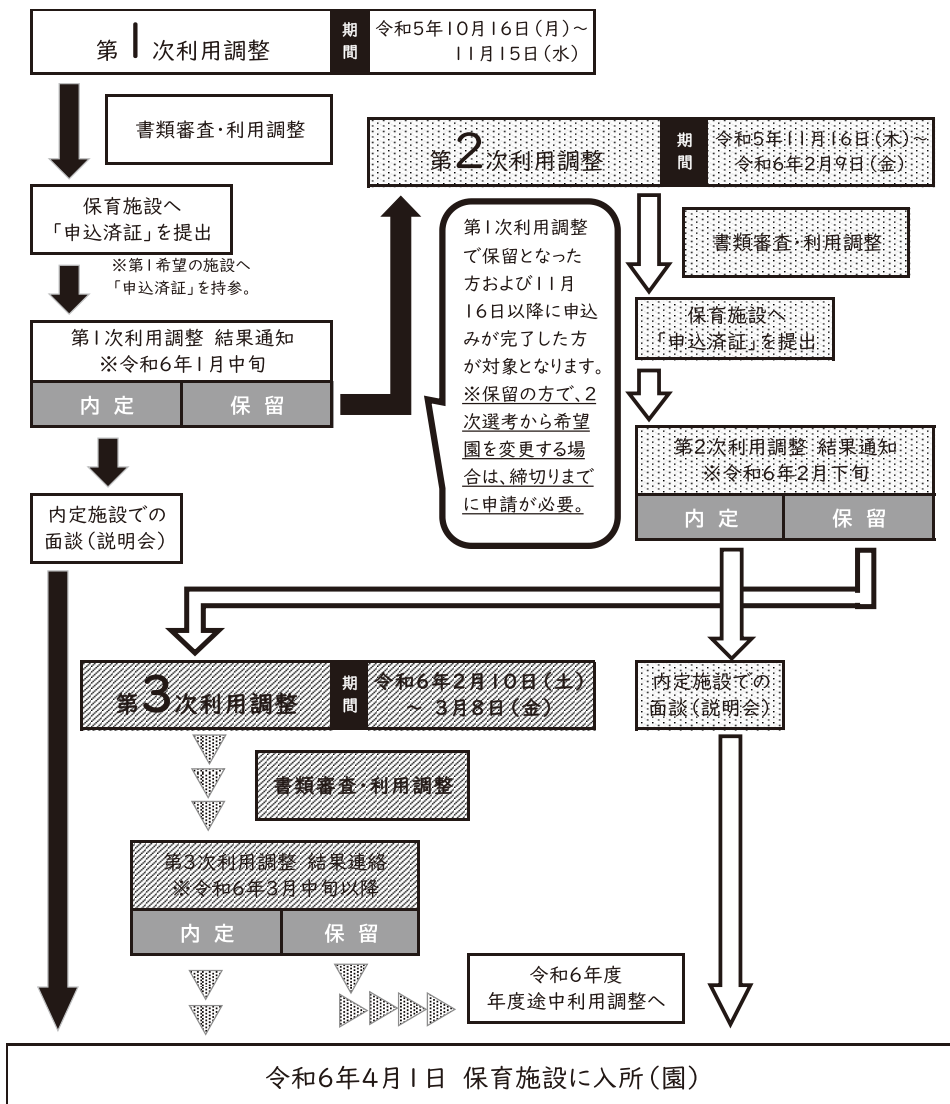
(2) 令和6年4月 入所希望者の利用調整スケジュールについて

利用調整	受付期間	結果通知
第1次利用調整	令和5年10月16日(月)~令和5年11月15日(水)	令和6年1月中旬
第2次利用調整	令和5年11月16日(木)~令和6年2月9日(金)	令和6年2月下旬
第3次利用調整	令和6年2月10日(土)~令和6年3月8日(金)	令和6年3月中旬

各利用調整の受付期間に申込み、かつ保育事由を証明する書類を不備なく、すべて提出した人を対象に利用調整を行います。利用調整の結果、保留となった方は、自動的に次の利用調整の対象となります。

※医療的ケアを必要とするお子さんの利用調整は、別途行います。詳しくは保育幼稚園入園課にお問い合わせください。なお、令和6年4月入所分は令和5年9月に受付けます。

【令和6年4月申込みフロー】



(3) 申込みについて

<第1次利用調整>

▼対象：枚方市在住又は転入予定の方で出生届提出済みの方(2次3次も共通)

▼受付場所：旧枚方市民会館(市役所 第3分館) 大ホール ロビー

▼期間：令和5年10月16日(月)～11月15日(水)

平日 午前9時20分～午後5時(最終受付 午後4時30分)

▽土曜日受付(完全予約制)

期間：10月21日、28日、11月4日

午前9時20分～午後5時(最終受付 午後4時30分)

場所：保育幼稚園入園課窓口(市役所別館5階)

▼必要書類：P.12～「利用申し込みに必要な書類」をご参照ください。

※専用予約フォームから予約された方は「保育所(園)等利用調整申込書

兼保育児童台帳」、「教育・保育給付認定申請書」の記入・持参は不要です。

※原則、必要な書類はすべて揃った時点で持参し、お申込みください。

▼予約：予約優先制

以下のQRコード(受付予約用)をスマートフォン等で読み取り、専用予約フォームから予約をしてください。なお、予約時に申込みをする児童の情報をはじめ、世帯の状況や希望園等を入力していただきます。

※「予約なし」で来場された場合、窓口の混み具合により、待ち時間が長くなることや、受付できないことがあります。

※土曜日は「予約なし」での受付は行いません。

※専用予約フォームからの予約ができない方は、保育幼稚園入園課までお問い合わせください。

※受付期間の後半は混み合うことが予想されますので、お早めにお申し込みください。

▼注意事項：受付会場では、新規申込のみ受け付けます。申込みにあたっての相談は以下の「申込み相談予約フォーム」から予約し、ご利用ください。

窓口で受付ける際に、簡易な書類審査を行います。不備があった場合は、その場でお伝えしますので、訂正し再提出期限までにご提出ください。また、書類審査の際に参考として、指数をご確認いただけますので、希望園の追加等の参考にしてください。

<第2次、第3次利用調整>

受付期間内に必要書類を揃えて、保育幼稚園入園課(市役所 別館5階)へお越しください。予約不要。

申込み相談予約フォーム



申込み受付予約フォーム



(4) 不備書類の再提出について

申込み時、書類に不備があった場合は、令和5年11月24日(金)午後5時30分(第2次、第3次においては受付終了日の午後5時30分)までに保育幼稚園入園課へ書類を再提出してください。万が一、書類の再提出が期限までに間に合わなかった場合は第1次利用調整の対象とはならず、提出時点で受付を行っている利用調整の対象となります。なお、不備書類の提出がなく申込日から3か月が経過した場合は自動で申込み取り下げとなります。

(5) 第1次利用調整結果通知について(令和6年1月中旬)

第1次利用調整の対象者には令和6年1月中旬に書面により、利用調整結果を通知します。なお、入所決定の可否に関わらず、申込みが完了した方全員に通知しますので、入所の可否や通知に関する事前の問合せ等にはお答えできません。第1次利用調整で内定となった場合(希望順位が低くても)、第2次利用調整以降の利用調整の対象とはなりません。第2次利用調整以降の対象となるためには、第1次利用調整の内定を辞退し、第2次利用調整に申込みする必要があります。また、辞退による減点の対象となりますのでご注意ください。

(6) 第2次利用調整について

第1次利用調整で保留となった方および第2次利用調整の受付期間内に申込みかつ、必要書類を不備なく、すべて提出した人を対象に、第1次利用調整後の空き枠及び第1次利用調整の内定辞退枠について、利用調整を実施します。第1次利用調整の保留者で、利用希望施設を追加・変更する場合は、受付期間内に保育幼稚園入園課の窓口または郵送にて手続きを行ってください。希望施設に変更がない場合は、手続きの必要はありません。第2次利用調整の結果通知は、2月下旬に送付します。ただし、第1次利用調整から希望園の変更等されていない方が保留となった場合は通知しません。

(7) 第3次利用調整について

第2次利用調整で保留となった方および第3次利用調整の受付期間内に申込みかつ、保育事由を証明する書類を不備なく、すべて提出した人を対象に、第2次利用調整後の空き枠及び第2次利用調整の内定辞退枠について利用調整を実施します。第2次利用調整の保留者で、利用希望施設を追加・変更する場合は、受付期間内に保育幼稚園入園課の窓口または郵送で手続きを行ってください。希望施設に変更がない場合は、手続きの必要はありません。第3次利用調整の結果につきましては、**入所内定した方のみ、3月中旬以降に電話で連絡します。**(内定通知はお送りしません。保留通知は第2次利用調整から希望園の変更等をされてない方を除き、3月末に送付します。)入所できなかった方については、令和6年度年度途中、毎月利用調整の対象となります。

(8) 教育・保育給付認定通知書発送の時期について

申込み書類に基づき、「教育・保育給付認定通知書」を郵送します。一斉受付時は事務が非常に混みあい、認定及び発送に時間を要することから、子ども・子育て支援法第20条第6項ただし書きの規定に基づき、発送時期を3月末頃としています。

(9) 電子申請

マイナンバーカードで本人認証できる方は、令和5年10月16日(月)から令和6年度の電子申請を受付けます。必ず「利用調整」と「教育・保育給付認定」の両方を申請してください。万が一、申請漏れや不備があった場合、利用調整の対象とならないことがあります。また、必要な要件確認書類等(P.12参照)を確認し、原本を期日までに保育幼稚園入園課に提出してください(郵送可)。当該書類に不備があった場合は、お電話等でお知らせしますが、連絡がつかないなど、時間を要してしまうことで、提出期限に間に合わなかった場合も選考対象外となりますので、くれぐれもご注意ください。

↓ 電子申請 市ホームページ

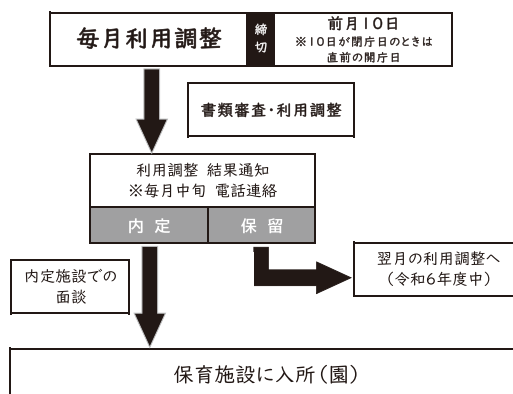


③ 年度途中(5月～3月)からの利用を希望する場合

枚方市在住又は転入予定の方で出生届提出済みの方が対象。入所希望日の前月の10日(10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日)までに保育幼稚園入園課(市役所 別館5階)へ申込書等と書類を直接提出してください。保育所(園)等の年度途中の受入れ予定等を公表しますので、参考にしてお申込みいただけます。

※令和7年1月から3月を入所希望日とする締切りは、令和6年11月15日となります。締切後、「保(園)等利用調整基準表(P.23～)」に基づいた利用調整を行い、内定の場合のみ保育幼稚園入園課から電話連絡をします。保留となった方は、申込みを取り下げない限り、令和6年度中(令和7年3月入所分まで)は毎月利用調整の対象となります。

【令和6年度年度途中 申込みフロー】



④ 利用申込みに必要な書類

○すべての方に提出いただく書類

	書類名	備考
1	保育所(園)等利用調整申込書 兼 保育児童台帳	令和6年4月希望の申込み者で受付予約フォームから予約された方は持参不要です。
2	教育・保育給付認定申請書 (2・3号用)	
3	確認票	内容を確認・チェックのうえ、署名が必要

○保育事由ごとに必要な要件確認書類

保育認定を受けるために、それぞれの保育事由に対応した要件確認書類の提出が必要です。証明書類や証明機関によっては、発行に時間がかかることがありますので、早めの準備をお願いします。

	保育の事由	要件確認書類	
1	就 労	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(所定様式) ※産休・育休明け希望の方は、本証明書の「育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目(No.8・9・11・12)」に育休期間等を記載 ・通勤(通学)時間申告書(所定様式) <p><自営業(中心者)の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【共通】 + 確定申告書または開業届等の自営を証明する書類 <p><配偶者または二親等以内の親族の営む事業に雇用契約を結んで就労している方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【共通】 + 雇用契約書または労働条件通知書 + P.14の【世帯の状況によって必要な書類】参照 <p><自営業(協力者)の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【共通】 <p><内職の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【共通】 + 月2万円以上の収入実績が確認できるもの (給与明細、通帳コピー等) 	
2	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー(母の氏名・出産予定日記載の部分) ※ただし、産前6週前の前日が属する月の初日以前の利用を希望する場合、別途書類(診断書 原本等)が必要	
3	保護者の 疾病・障害	疾病・ 負傷	診断書(原本) ※「家庭で保育困難」の記載必要
		障害	障害者手帳のコピー
4	同居親族の介護・ 看護	障害者手帳のコピー ・介護保険証のコピー ・診断書(原本) ※「常時介護が必要」の記載必要	
5	災害復旧	罹災証明書等	
6	求職活動	求職活動申立書(所定様式) ハローワーク受付票(ハローワークで発行)のコピー	
7	就学	在学証明書 就学カリキュラム・時間割等(就学時間帯及び時間数がわかるもの) 通勤(通学)時間申告書(所定様式)	
9	その他	市長が必要と認める書類	



- ※ 保護者それぞれについて提出が必要です。
- ※ 必要に応じ、別途書類の提出を求めています。
- ※ 記載内容について、市職員が事業所等に電話等により確認させていただくことがあります。
- ※ 育児休業を取得している場合、就労証明書の「育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目 (No.8・9・11・12)」の育児休業取得期間には、その時点で取得が決定している期間を記載してください。また、育児休業期間中は利用調整対象外ですが、保育所の利用が決まった際に育児休業を短縮することが可能な場合は、「復職予定日」に短縮可能な日を記載することで、復職予定日以降は利用調整の対象となります。4月から保育利用開始を希望する場合は、育児休業取得期間の最終日が3月31日～4月29日の間となるように育児休業を取得してください。4月1日以降育休最終日までの間、保育所(園)と調整の上慣らし保育をご利用いただくことができます。

○世帯の状況によって必要な書類

世帯の状況等	必要な書類	備考
ひとり親家庭	①離婚届受理証 ②戸籍謄本 ③ひとり親家庭医療証 ④児童扶養手当受給者証(または受付済証) ⑤事件係属証明書 ※夫婦関係調整(離婚)事件	①～⑤のうち一つ。 ※②は保護者とお子さんの情報が記載されているもの ※⑤は離婚調停中の方 ※父母が同一住所でない場合のみひとり親認定を行い調整指数の加点を行う。
生活保護世帯	保護受給証明書	市の担当課窓口で交付
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯	①雇用保険受給資格者証 ②雇用保険被保険者 離職票	原則① ※手続き中で①が提出できない場合は②でも可
転入予定	①賃貸借契約書または建物売買契約書または工事請負契約書等 ※原本持参。 ※「引渡し日」がわかるもの。 ※土地のみの契約書、重要事項説明書は不可。 ②転入に関する申立書(所定様式) ※枚方市の実家で同居する場合等 ③市区町村民税課税証明書(注1) ④マイナンバー確認書類(注2)	①②どちらか必須。 1月1日に枚方市に住民票がなかった場合は③④どちらか必須。
単身赴任の保護者	①住民票(単身赴任先の居住地) ②当該保護者の就労証明書(所定様式) ③市区町村民税課税証明書(注1) ④マイナンバー確認書類(注2)	①②は必須。 1月1日に枚方市に住民票がなかった場合は③④どちらか必須。
当該児童が認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)を利用している	在園証明書 ※加対象月の前々月(4月の場合は申込期限の前々月)～申込期限に証明されたものが必要	認可外保育施設で証明を受けてください。
障害児(者)と同居している	障害をお持ちの方の障害者手帳等(写) (名前、生年月日、住所、障害種別および程度、交付日、有効期間がわかる頁)	
枚方市内の保育所(園)等で保育士として勤務(予定)している	保育士証等(写)	

障害児保育制度	①意見書(所定様式) ②同意書(所定様式)	①は公的機関や医療機関で発行を受けてください。
配偶者又は二親等以内の親族の営む事業に雇用契約を結んで就労している	雇用主及び配偶者の直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書または源泉徴収票 ※個人事業主であれば確定申告書、法人であれば源泉徴収票を提出	提出がない場合は配偶者控除または扶養控除の対象になっていないとみなし、減点の対象となります(P.25参照)。

注1:4~8月に入所希望の方は令和5年度及び令和6年度分(交付開始後)、9月~3月に入所希望の方は令和6年度分。1月1日住民票所在地で交付(有料)。

注2:マイナンバー確認書類(次表の「番号確認書類」及び「本人確認書類」)

1月1日時点でお住まいの自治体で市区町村民税申告を済ませている必要があります。もし、市区町村民税申告ができていない場合は、税額が不明となり、元の居住自治体で税申告をしていただき市区町村民税課税証明書をご提出いただくことがあります。また、その間は保育料を最高階層で仮決定することがあります。

	提出が必要な方	具体的な確認資料				
番号確認書類	保護者 同居する者全員	いずれか1点 ・マイナンバーカード(写真付) ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し(原本)				
本人確認書類	保護者 (申請者)	次のAより1点、または、Bより2点				
		<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>・マイナンバーカード(写真付) ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 ・在留カード</td> <td>・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 等</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>・健康保険証 ・児童扶養手当証書</td> <td>・年金手帳 ・特別児童扶養手当証書 等</td> </tr> </table>	A	・マイナンバーカード(写真付) ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 ・在留カード	・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 等	B
A	・マイナンバーカード(写真付) ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 ・在留カード	・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 等				
B	・健康保険証 ・児童扶養手当証書	・年金手帳 ・特別児童扶養手当証書 等				

【要件確認書類(所定様式)】はこちら→



⑤ その他の注意事項

- 希望園を変更または追加、順位の入替えなどをする場合は、必ず当該利用調整の受付期間内に保育幼稚園入園課の窓口での手続き(郵送可)を行ってください。
- 心身の発達上、集団での保育に配慮が必要なお子さんや医療的ケアが必要なお子さんについては、必ずお申し出ください。
※医療的ケアを必要とするお子さんの利用調整は、別途行います。詳しくは保育幼稚園入園課にお問い合わせください。なお、令和6年4月入所分は令和5年9月に受け付けます。
- 待機順番については、全施設の利用調整の状況が複雑に影響し合うため、利用調整結果が確定するまではお答えすることができません。利用調整の結果、保留となった場合は選考時点での待機順はお伝えできます。希望される方は保育幼稚園入園課までお問い合わせください。
- 市職員にご相談いただき、お答えできることは一般的な事項となります。市職員が、希望日や希望施設等を指示したり、何かをお約束することはできません。申込書等への記入は、市職

員からお伝えした事項を参考に世帯で十分に検討し、ご自身の責任で行ってください。

- 希望施設は、「認可保育所(園)等一覧(P.26~)」を確認し、正式名称で申込書に記入してください。施設名が特定できなかった場合や枚方市の利用調整対象外の施設(一覧に記載していない施設)を記入された場合は、利用調整ができず、申込みがなかったものとして取り扱うことがあります。
- 希望施設は、送迎が可能な範囲で希望している順に記入してください。内定を辞退されると、次の利用調整から不利(減点)になります。記入された希望施設の中で利用調整を行うので、記入のない施設を入所案内することはできません。複数の施設で入所可能な場合、より希望順位の高い施設で入所内定となります。
- 入所申込みに必要な書類は、提出期限までに、必ずご提出ください。また、不備書類等を送付される場合は、提出期限までに必着となります。なお、原則到着確認は行いませんので、必要に応じて追跡サービスのある送付方法などをご利用ください。
- 申込み後および入所後、家庭の状況に変更があった場合は、必ず所定の変更申請書を速やかにご提出ください。申込み内容と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定取り消しまたはご利用中の保育所等を退所になることがあります。また、状況が変わった後に変更申請書を提出されても、認定の遡りができませんので、延長保育料を負担していただくなど、保護者に不利になることがあります。
- 申請時にお渡しする「申込済証」については、第1希望の保育所(園)等に提出が必要となります。「受付済証」は保護者様用になりますので、お間違えのないようご注意ください。こちらは保育所(園)等での保育にあたり、必要な情報を把握するために提出いただくものとなっております。そのため、利用調整の結果、第2希望以降の保育所(園)等で内定となった場合、保育幼稚園入園課から内定となった保育所(園)等に「申込済証」を提供いたしますのでご承知おきください。

5. 各種届出について

次のような場合は、保育幼稚園入園課に必ず届け出てください。

- 入所児童が病気などで長期欠席されるとき
- 住所が変わったとき(市内で転居、または市外へ転出)
- 家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・死亡など)
- 保護者が転職・退職・就職・休職されるとき、就労時間・就労形態が変わるとき
- 育児休業を取得するとき、職場復帰するとき
- 修正申告等で市町村民税額等が変わったとき

6. 保育所(園)等の継続利用について

① 次年度の継続利用について

次年度も保育所(園)等の継続利用を希望される場合、毎年度、利用に係る継続手続き及び保育の認定事由の確認書類の提出が必要です。手続き方法等については、保育所(園)等を通じてご案内します。手続きがない場合、退所となる場合があります。

② 保育認定の事由が「求職活動」の場合の利用期間について

保育認定の事由が「求職活動」の場合は、保育認定の満了日(利用開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日)をもって退所となります。

引き続き保育所(園)等を利用するには、保育認定満了日の翌日までに就労を開始することが必要です。それを証する書類(就労証明書等)を保育認定満了日が属する月の10日(土日祝の場合はその前日)までに提出された場合は、保育認定を「求職活動」から「就労」に変更し、継続して当該施設を利用していただくことができます。

<例>利用開始日が4月1日の場合…7月1日以前に就労を開始することを証する書類を6月10日までに提出した場合のみ7月1日以降の継続利用が可能

③ 保育認定の事由が「妊娠・出産」の場合の利用期間について

保育認定の事由が「妊娠・出産」で新規入所した場合は、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までが認定期間となり、保育所（園）等を利用することができます。なお、認定期間満了までに、保育所（園）等に退所届を提出するようにしてください。

※認定期間満了後の保育要件がある場合でも、「妊娠・出産」で新規入所した場合は認定期間満了をもって、退所となります。なお、退所した場合にもう一度当該保育所（園）等に利用申込みすることは可能です。詳細は保育幼稚園入園課にご相談ください。

7. 保育所（園）等の退所について

① 退所するとき

事前に退所届を保育所（園）等へ提出してください。用紙は保育所（園）等にあります。退所日は、原則として月末になります。認定こども園・小規模保育事業実施施設（公立施設を除く）には市所定の退所届がありません。退所される場合は、各園と保育幼稚園入園課へご連絡ください。

② 退所となる場合

○児童が1か月間、1日も登園しない場合。

※ただし、児童の病気や里帰り出産を理由とする場合は、最大2か月間まで延長

○保護者の退職や認定期間が満了するなど、保育認定の事由がなくなった場合

○提出書類に虚偽の内容があった場合

○市外に転出したとき（各月1日付で転出した場合前月末での退所となります。転出する前に保育幼稚園入園課へ、必ず連絡してください。）

○入所児童に係る育児休業を再取得する場合

8. 利用者負担額（保育料）及び副食費徴収の免除の決定について

① 利用者負担額（保育料）・副食費徴収の免除の決定について

○毎月の利用者負担額（0～2歳児クラスの保育料。）については、児童の父母の市町村民税所得割額を基準として算定することとされており、4月～8月分の利用者負担額は「前年度分」の市町村民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は「当該年度分」の市町村民税額に基づき算定します。（市町村民税額の修正申告があり、その旨の申し出があった場合は更生決定処分日の翌月から利用者負担額を変更します。）

○例年6月頃に市町村民税額が決定されるため、年度途中の9月において利用者負担額の改定を行います。

【令和6年度以降の利用者負担額（保育料）の改定・副食費徴収免除の判定時期について】

令和6年度保育料		令和7年度保育料
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和5年度 市町村民税額による算定・判定 (税額決定は令和5年6月)	令和6年度 市町村民税額による算定・判定 (税額決定は令和6年6月)	

※また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い運用が始まりました副食費徴収免除（3～5歳児クラス）につきましても、利用者負担額と同様に判定を行います。

○ひとり親世帯で祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父又は母を扶養している場合等は、父又は母の給与収入が103万円未満かつ祖父又は祖母の年収が300万円以上の

場合は、いずれか高い方を世帯員に含めて算定します。祖父又は祖母の年収が 300 万円以上の場合で、父又は母が今後も月額 86,000 円以上の収入が見込まれる場合については、86,000 円以上の連続した3ヶ月分の収入実績を証する書類（給与明細等）の提出および保育料変更の申し出を行えば、当該年度に限り、直近の実績月の翌月分利用者負担額から変更します。

- 利用者負担額（保育料）は、再算定の申し出があった年度内分に限り、遡って再算定します。
- 公立・私立保育所（園）、認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業実施施設のいずれに入所しても、利用者負担額（保育料）は同じです。ただし、施設によっては、利用者負担額（保育料）以外に制服や教材・行事など教育・保育内容に関わる経費を別途徴収する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

利用者負担額（保育料）表 ※金額は、上段が保育標準時間、下段が保育短時間

各月の初日における 教育・保育給付認定保護者の属する 世帯の区分	階層区分	利用者負担額（月額） 単位：円	
被保護者世帯等	1	0	
市町村民税非課税世帯	2	0	
市町村民税所得割非課税世帯 （2階層に掲げる者を除く。）	3	6,500	
		6,300	
市町村民税の所得割が次に 掲げる額である世帯 （他の階層の世帯を除く。） ※利用者負担額算定におけ る所得割額では、調整控除 を除く税額控除<住宅借入 金等控除・寄附金税額控 除（申告特例寄附金税額 控除含む）・配当控除・外国 税額控除・配当割・株式譲 渡割>は適用しません。	10,000 円未満	4-1	
	10,000 円以上 19,000 円未満	4-2	9,000
			8,800
	19,000 円以上 44,000 円未満	4-3	10,300
			10,100
	44,000 円以上 53,000 円未満	4-4	11,500
			11,300
	53,000 円以上 70,000 円未満	4-5	13,700
			13,400
	70,000 円以上 83,000 円未満	4-6	16,000
			15,700
	83,000 円以上 115,000 円未満	4-7	21,000
			20,600
	115,000 円以上 142,000 円未満	4-8	25,500
25,000			
142,000 円以上 190,000 円未満	4-9	28,000	
		27,500	
190,000 円以上 235,000 円未満	4-10	36,000	
		35,300	
235,000 円以上 304,000 円未満	4-11	39,000	
		38,300	
304,000 円以上 346,000 円未満	4-12	44,000	
		43,200	
346,000 円以上 446,000 円未満	4-13	46,500	
		45,700	
446,000 円以上	4-14	50,600	
		49,700	
		52,000	
		51,100	

※世帯の状況等に応じて利用者負担額（保育料）が減免される場合があります。詳しくは「利用者負担額（保育料）・副食費のしおり」をご確認ください。

※3～5歳までの児童について、国の制度に基づき、幼稚園・保育所（園）等の利用者負担額（保育料）は無料です。ただし、副食費（おかず代など）を施設へ支払う必要があります。ま

た、年収 360 万未満相当世帯、第3子以降の児童は副食費も免除となる場合があります。なお、枚方市独自政策により、第2子以降の児童は生計同一世帯であれば年齢や所得にかかわらず利用者負担額(保育料)や副食費の徴収が免除となる場合があります。

市町村民税の申告がない場合や課税証明書の提出がない場合など、市町村民税額等の確認ができない場合は、第2子以降の児童であっても、仮決定として最高階層での利用者負担額(保育料)負担を求める場合があります。

② 利用者負担額(保育料)の変更について

保育必要量や認定区分の変更、世帯構成の変更等があった場合、利用者負担額(保育料)が変更となることがあります。

保育必要量や認定区分が月途中で変更となった場合の利用者負担額(保育料)は、翌月からの変更となります(満3歳となり認定区分が3号から2号に変更となる場合については、当該年度中は2歳児クラスの利用者負担額(保育料)を適用します)。

③ 利用者負担額(保育料)の納付について(0~2歳児クラス)

○公立・私立保育所(園)を利用の場合

市に納付していただきます。利用者負担額(保育料)の納付は、口座振替でお願いします。月末(12月)は25日)にご指定の口座から振替します(金融機関等が休みの場合は翌営業日)。口座振替を開始するまでは市が発行する納付書にて納付してください。

○認定こども園・小規模保育事業実施施設を利用の場合

直接施設に納付してください。納付方法については、各施設にお問い合わせください。

利用者負担額(保育料)は、お子様が通われる施設で教育・保育を行うために使われる大切な財源です。必ず期限内に納付してください。期限を過ぎて納付した場合、その日数および金額に応じて延滞金が発生する場合があります。納付されないとき、給与・預金等の財産差押えなど滞納処分を行う場合があります。

④ 利用者負担額(保育料)の減免・階層変更について

次の場合に対象となることがあります(いずれも申請された年度内が対象となります)。

- 児童が病気や事故により1か月継続して休んだ場合(必要な項目が記載された診断書の提出が必要。記載内容については必ず事前にお問い合わせください。)
- 災害により、その居住する家屋に著しい損害を受けた場合
- 病気による退職のため収入が減少し、その保護者が病気のため、子どもの保育をできないと医師が認める世帯である場合(療養期間)
- 災害や自己都合によらない離職(傷病による場合を含む)により、前年分の所得に比べ、今年の推定所得が減少し、市町村民税所得割合算額(推定額)に応じた階層区分が変更する場合

9. 一時預かり事業のご案内

① 利用要件

一時的に家庭での保育が困難なときに、保育所(園)等でお子さんをお預かりします。

- ◆日単位利用:保護者の傷病、入院、育児に疲れた時など、一時的に保育ができない場合
- ◆月単位利用:保護者が週2~3日程度の短時間就労(1か月概ね64時間以上も可)などで、保育ができない場合

② 利用時間

月曜日~土曜日の午前9時~午後5時まで(祝日・年末年始は休み。また、園の行事等で利用できない日があります。)

半日利用は午前9時~午後1時または午後1時~午後5時

③ 利用方法

利用には、事前に登録の手続きが必要です。各施設が大事なお子さんを預かるにあたって、お子さんの成長・健康状態、自宅での様子等をお伺いします。登録・申込みについては、
⑤実施施設(本頁)に電話連絡の上、直接行ってください。(利用できる人数に限りがありますので、ご希望された日にご利用いただけない場合があります。)

④ 利用料金

◆日単位利用(日額)

利用区分		一日利用	半日利用
利用料金 (給食費 含む)	令和5年4月2日以降に 生まれた児童	3,000円	2,000円
	上記以外の児童	2,000円	1,500円

◆月単位利用(月額)

利用区分		一日利用		半日利用
利用回数		週2日	週3日	週4日
利用料金 (給食費 含む)	令和5年4月2日以降に 生まれた児童	22,500円	34,000円	30,000円
	上記以外の児童	15,000円	22,500円	22,500円

※ 生活保護受給世帯と当該年度市町村民税(4~8月の利用は前年度市町村民税)非課税の世帯(祖父母と同居の場合、祖父母の税額が関係することもあります)は、利用料金の減免があります(利用料金が減免となった場合も給食費等の支払いが発生します)。必要となる確認書類等、詳細はお問合わせください。

※ 利用料の減免については、一時預かりをご利用の時点で生活保護・市町村民税非課税世帯の確認ができない場合は対象になりません。また、さかのぼって減免の対象にはなりません。

※ リフレッシュ等の理由で利用する場合は、減免の対象になりません。

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となります。保育の必要性の認定を受けているなど、要件にあてはまる児童は、利用料金(給食費1回350円を除く)が無償となる場合があります。

※ 日単位利用に関して、概ね生後6か月から3歳の誕生日前日まで、2日間無料で利用できる「一時預かりリフレッシュ券」を実施園で1人1セット配布しています。

⑤ 実施施設

名称	所在地	電話番号	FAX番号
光の峰保育園	大峰元町 2-11-6	858-0816	859-4080
親愛保育園	南中振 2-17-37	832-1156	831-0606
くずはあけぼの保育園	楠葉丘 1-19-1	855-5457	850-8515
長尾保育園	長尾東町 1-41-1	858-5881	858-0475
常称寺保育園	山之上 4-4-14	845-2130	845-2144
認定こども園 むらのこども園(分園)※	桜丘町 72-8	847-8469	847-2000
牧野保育園	上島東町 6-5	868-5577	851-5757
青桐保育園(本園)	交北 4-1247-1	855-3916	868-2222
第2長尾保育園	長尾北町 3-2-1	857-0234	857-0027
認定こども園 三矢ゆりかごこども園 ※	伊加賀西町 46-1	846-5566	843-8638
認定こども園 宇山光の子保育園	宇山東町 8-30	851-0560	851-1962
認定こども園 さだ保育園 ※	北中振 2-3-47	832-2615	832-2602
枚方たんぽぽ保育園	中宮北町 10-14	840-2083	840-9614
みずき敬愛保育園	香里ヶ丘 3-15-3	854-1030	854-1052

※ 令和6年度に保育所(園)から認定こども園へ移行予定。むらのこども園は村野保育園から、三矢ゆりかごこども園は三矢ゆりかご保育園から名称を変更しています。

10. 就労応援型預かり保育

一時預かり事業を実施している保育所(園)等において、保護者のフルタイム就労等 保育の必要性が高い待機児童を定期的に預かる「就労応援型預かり保育」を実施しています。

① 利用要件 (1)~(3)のすべてを満たすこと

- (1)利用開始日時点で保育認定事由があり(育児休業中の場合は就労に復帰されることが条件)、保育所(園)等の利用調整時の書類で、「フルタイム就労」(ひと月に160時間以上就労)または「フルタイム就労に準じた就労」(ひと月に120時間以上就労)を事由とした保育の必要性が確認できること。
- (2)希望する認可保育所(園)等を可能な限り複数園申込んだが、待機となっていること。(当該年度内において内定辞退した場合を除く。)
- (3)幼稚園、企業主導型保育施設及び臨時保育室を利用していないこと。
※ 利用を希望される場合は要件に該当することの証明が必要です。

② 対象児童

枚方市に住民票がある0歳児(概ね生後6か月)から5歳児

③ 利用日時

月曜日から金曜日の5日間 午前7時から午後7時のうち保育が必要な時間
※就労形態によっては、土曜日も利用可。
※日曜日、祝日、年末年始を除く。事業実施園の行事等により利用できない日があります。

④ 利用料金

月額 33,000円(給食費6,000円を含む)
※幼児教育・保育の無償化の対象となります。保育の必要性の認定を受けていて、保育所(園)等に入所していない等、要件にあてはまる児童は利用料金(給食費は除く)が無償となります。

11. 休日保育の利用について

① 利用要件

枚方市に居住し、認可保育所や認定こども園(2・3号児)、または小規模保育事業実施施設を利用する児童(原則満1歳以上)が、保護者の就労等のため、日曜・祝日等に保育が必要な場合に利用できます。昼食(ミルク、離乳食含む)は要持参。

② 実施施設(認定こども園 さだ保育園)

住所:枚方市北中振2丁目3番47号
電話:072-832-2616(休日保育専用) FAX:072-832-2602

③ 保育時間

日曜日・国民の祝日等の午前9時から午後5時(1月1日から3日は休園日)
延長保育については、認定こども園 さだ保育園へお問い合わせください。

④ 申込み

事前登録が必要となります。
1週間前までに認定こども園 さだ保育園(休日保育専用電話)へお問い合わせください。
希望日の申込みは先着順に受け付けて行き、最大で1か月先まで行えますが、申込み状況により、利用できない場合があります。
◆キャンセル料 500円(利用日の2日前から必要)

12. 病児保育について

① 利用要件

保育所(園)等に入所している児童や、一時預かりを利用している児童が、病気のため、保育所(園)等を休まなければならない時に利用できます。利用の前に各施設で受診が必要です。(枚方市病児保育室(市立ひらかた病院内)については、病児保育協力医院からの紹介状(一部500円)でも利用可能。)

また、定員に空きがある場合に限り、市外在住で市内在勤の方の児童も利用できます。

② 利用要件

平日:午前8時から午後6時

土曜:午前8時から午後2時(枚方市病児保育室は午後1時まで)

③ 申込み

実施施設に直接お申込みください。

④ 利用料金

1日2,000円(給食代300円込み)

市外在住の方は6,000円(減免はありません。)

※市町村民税所得割世帯合算額19,000円未満の世帯は1日1,000円

※生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は0円

※市町村民税の考え方については、16ページの「8.利用者負担額(保育料)及び副食費徴収免除の決定について」をご覧ください。

※利用料の減免については、病児保育室をご利用の時点で生活保護・市町村民税非課税世帯等の確認ができない場合は対象になりません。また、さかのぼって減免の対象にはなりませんのでご注意ください。

※幼児教育・保育の無償化の対象。保育の必要性の認定を受けていて、保育所(園)等に入所していない等、要件にあてはまる児童は利用料金(給食代300円除く)が無償となります。

⑤ 実施施設

	名称	所在地・電話・FAX	定員	その他
A	枚方病児保育室くるみ (保坂小児クリニック内)	香里ヶ丘3丁目12-1 (電話・FAX)852-0161	8人	延長保育あり(別料金)
B	枚方市病児保育室 (市立ひらかた病院内)	禁野本町2丁目14-1 (電話・FAX)847-7130	5人	土曜日は午後1時まで。利用申込等の受付は24時間対応
C	ピッコロケアルーム (田辺こどもクリニック内)	東山1丁目49-31 (電話・FAX)850-8165	6人	延長保育あり(別料金)
D	クオレ (にしだ小児クリニック内)	津田駅前1丁目13-8 バレーヒルズ津田駅前1 (電話)808-5511 (FAX)808-5525	4人	



13. 臨時保育室について

保育所(園)等への入所までの間、一時的に利用できる臨時保育室を開設しています。年度途中の申込みも可能。対象は(1)~(4)に全て当てはまる児童。

【対象】下記、(1)~(4)に全て当てはまる児童

- (1)枚方市に住民票がある0~5歳児(くずは光の子臨時保育室は1~5歳児)
- (2)希望する認可保育所(園)等を可能な限り複数園申込んだが、待機となっている(当該年度に利用を辞退した場合を除く)
- (3)利用開始日時点で保育認定事由がある
- (4)幼稚園や企業主導型保育施設を利用していない

施設の名称	枚方市立蹠西臨時保育室 (にここ)	枚方市立渚西臨時保育室 (ぼかぼか)	くずは光の子臨時保育室 (りんご)
所在地	出口6-20-5	渚西 2-21-1	楠葉美咲 1-25-5 (くずは光の子保育園分園内)
対象年齢	0~5歳児	0~5歳児	1~5歳児
電話番号	834-0361	849-3170	856-8882
開室時間	午前7時から午後7時(日曜・祝日・年末年始は休室) ※就労や通勤時間等により実際に子どもの保育ができない時間について利用可能		
給食	有		
職員配置	保育所と同等の基準で配置		一部職員が子育て支援員研修修了者となる場合あり
送迎用駐車場	有(5台)	有(10台)	有(分園駐車場)
使用料	32,500円(給食費含む) ※0歳~2歳児の非課税世帯及び3~5歳児は5,500円(給食費)のみ実費負担となります。		33,000円(給食費含む) ※1歳~2歳児の非課税世帯及び3~5歳児は6,000円(給食費)のみ実費負担となります。

【利用期間】

入室日に属する年度の末日まで利用可能です。認可保育所(園)の利用が決まった場合や保育認定事由がなくなった場合は、当該月末までで退室になります。

【申込方法】

保育幼稚園入園課にて、入室を希望する月の前月10日までに申込が必要。

4月からの利用申込については、認可保育所(園)の第1次利用調整で保留になった方に案内します。選考方法は認可保育所(園)と同様に保育認定事由等による点数が高い順で利用を決定。

【その他】

土曜保育は、別施設にて実施する場合があります。

臨時保育室に関する最新情報は市ホームページからご確認ください。

★臨時保育室 市ホームページ



14. 保育所（園）等利用調整基準表（令和6年度）

◆基礎指数表

事由	世帯の状況	基礎指数
就 労	一月に 160 時間以上就労している場合	100
	一月に 140 時間以上就労している場合	90
	一月に 120 時間以上就労している場合	80
	一月に 96時間以上就労している場合	70
	一月に 64 時間以上就労している場合	60
就 労 (自営協力者、 専従者含む)	一月に 160 時間以上就労している場合	90
	一月に 140 時間以上就労している場合	80
	一月に 120 時間以上就労している場合	70
	一月に 96時間以上就労している場合	60
	一月に 64 時間以上就労している場合	50
その他 就労	居宅内において就労している場合(内職含む) 請負等で就労を行っているが、開業届等を提出できない場合	50
妊娠・出産	妊娠・出産に伴い、家庭での保育が困難な場合	80
保護者の 疾病・障害	父母のいずれもが20日以上入院(見込み)または、病状重篤のため、医師が保育できないと認めた場合	110
	特定疾患等の難治性の疾患にかかっている場合	80
	疾病にかかり、病名が記載された診断書を提出した場合	40
	身体障害者手帳1・2級、精神障害保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	80
	身体障害者手帳3・4級、精神障害保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けている場合	50
同居親族の 介護・看護	長期間重度の疾病又は障害を有する同居する親族を常時介護しなければならない場合(1月に16日以上通院付添いの場合を含む。)	80
	子ども発達支援センター「なのはな」等、親子通園が必要な施設に兄弟姉妹が通園する場合	80
災害復旧	災害により自宅等の復旧に当たっている場合 (ボランティアは除く。)	110
求職活動	求職活動中である場合	20
就 学	一月160時間以上就学している場合	80
	一月120時間以上就学している場合	65
	一月64時間以上就学している場合	50

事由	世帯の状況	基礎指数
その他	専ら育児に当たる者の生活力及び育児能力が乏しく、児童の福祉が著しく阻害されていると認めた場合	— (※1)
	障害児保育制度により入所を希望する場合	50
	長期間重度の疾病又は障害を有する別居の親族を常時介護しなければならない場合(1月に16日以上通院付添いの場合を含む。)	50
	小規模保育園又は小規模保育事業実施施設を利用しており、卒園時に育児休業を取得しているが、卒園後も他の保育所等の利用が必要と認められる場合	60
	死別・離別・行方不明・拘禁等により父母不在のため祖父母等と生活している場合	110

- (1) 児童福祉の観点から保育の必要性において緊急度が高いため指数を付与せず、最優先に利用調整(選考)をする。(※1)
- (2) ひとり親世帯や単身赴任世帯等は、当該保護者の基礎指数に就労160時間以上と同等の指数を合算する。
- (3) 基礎指数が220点の場合は、月途中でも入所できるよう随時利用調整(選考)を可能とする。
- (4) 基礎指数は、父母それぞれの指数を合算し、1人で2項目以上該当の場合は、高い方の指数とする。
- (5) 転所を希望する場合(小規模保育園又は小規模保育事業実施施設を卒園後の期間について、他の保育所の利用を希望する場合を除く)の基礎指数は、世帯で150点未満の時は当該点数、150点以上のときは150点とする。

◆調整指数表

優先利用とする事項	内 容	指数
ひとり親家庭	ひとり親世帯である場合(死別・離別・行方不明・拘禁等。ただし、離婚後もなお、同居している場合は除く。)	+35
生活保護世帯	生活保護世帯である場合(就労により自立支援につながる場合に限る。)	+10
生計中心者の失業により、就労の必要が高い場合	生計中心者の失業により、就労の必要が高い場合 ※当該生計中心者が求職活動要件であること	+20
子どもが障害を有する場合	子どもが障害を有する場合(障害児保育制度を保育事由とする場合は除く。)	+10
育児休業明け ※1	産前産後休暇明けまたは、育児休業明けて職場復帰する場合	+20
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合※2	★兄弟姉妹が在籍している保育所(園)等の利用を希望する場合	+15
	★兄弟姉妹が同一の保育所(園)等の新規利用を希望する場合	+10
	★多胎児が同一の保育所(園)等の利用を希望する場合	+15
保護者のいずれかが保育士または保育教諭の場合	市内在住の保育士または保育教諭が、市内の認可保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業実施施設に勤務または新たに勤務を予定している場合	+10
保護者の配偶者が単身赴任の場合	配偶者が就労により他の市町村(※)の住民基本台帳に記録されている場合 ※隣接自治体(高槻市、寝屋川市、交野市、島本町、八幡市、京田辺市、生駒市)を除く	+10

優先利用とする事項	内 容	指数
小規模保育園又は小規模保育事業実施施設の卒園児童 ※3	★0歳～2歳児対象の小規模保育園、小規模保育事業実施施設を利用中の児童が3歳児から引続き他の保育所に入所希望する場合（当該保育所等の保育の終了後の期間において、他の保育所等を利用できる場合を除く。）	+30
認可外保育施設（企業主導型含む）を利用している場合 ※4	保育所（園）等の利用が認められず、認可外保育施設（企業主導型含む）等を原則3か月以上利用（利用予定）で入所日まで継続して利用を予定している場合	+20
その他	当該児童の疾病・負傷や児童福祉施設への入所等により退所し、再度、保育所（園）等への入所を希望した場合	+20
減点項目	65歳未満の祖父母と同居している場合（ただし、就労等、保育を行うことが困難の事由がある場合は除く。）	-10
	★内定を辞退した場合（ただし、内定が出た利用開始日の年度内に辞退した子にかかる利用調整を行う場合に限る）	-10
	★配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に雇用契約を締結し就労し、かつ配偶者控除または扶養控除の対象となっている場合	-10
	★保育料に通算3カ月以上の滞納がある場合	-10

※1 産前産後休業明けまたは、育児休業明けで職場復帰される場合とは、産前産後休業または育児休業を取得した就労先に職場復帰される場合とする。また、法人独自の休暇制度は、就業規則に規定されているものとし、就業規則の提出を求められることがある。なお、育児休業明けの調整指数が加点される場合は「認可外保育施設（企業主導型含む）を利用している場合」の調整指数は加点されない。

※2 兄弟姉妹に関する3種類の加点は重複適用しない。また、同園に在籍する兄弟姉妹が転所を希望する場合は加点の対象としない。

※3 小規模保育園又は小規模保育事業実施施設に入所中児童が他園へ入所希望する場合、3歳児クラス（小規模保育園等卒園時）の希望を除き、卒園児童の加点は行わない。また、枚方版子ども園として開設している4施設（P.28 参照）に入所中児童は加点の対象としない。

※4 認可外保育施設等を利用している場合とは、認可外保育施設等を原則3か月以上利用（利用予定）し、入所日まで継続して利用を予定していること（育休中を除く）。なお、内定となった場合は、入所するまで、または保育幼稚園入園課が指定する期日までに在園証明書を提出し、要件に該当しないことが判明した場合は内定を取り消すことがある。認可外保育施設とは、認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業（月単位利用）、就労応援型預かり保育事業、臨時保育室等をいう。

加点と減点を相殺したものを採用し、複数の項目に該当する場合は、上限を設定せず該当した項目すべてを合計した点数とする。ただし、転所を希望する場合と小規模保育園又は小規模保育事業実施施設を卒園する場合、「★」の調整指数のみを加減する。

基礎指数・調整指数を合計し、同点数の場合、以下の事項を優先して利用調整を行う。

- (1) 基礎指数（父母合算）が高い世帯
- (2) 当該保育所の希望順位が高い世帯
- (3) ひとり親世帯
- (4) 兄弟姉妹が入所または希望している施設に同時に申込みをしている世帯
- (5) 保護者のうち「就労（就労（協力者）、その他就労含む）の指数が低い保護者」を比較し、指数が高い世帯
- (6) 申込み希望園数が多い世帯
- (7) 保護者のうち「勤務先までの通勤時間が短い保護者」を比較し、通勤時間が長い世帯
- (8) 世帯の市町村民税所得割額（利用者負担額算定に用いる額）が低い世帯



認可保育所（園）等一覧

◆私立保育所（園）

No.	名称	所在地	電話番号	FAX 番号	定員	歳児	受入月齢
⊖	1 青桐保育園(本園)	交北 4-1247-1	855-3916	868-2222	240	0~5	6か月
⊕	1B 青桐保育園(分園)	交北 4-41-2	855-3916	868-2222			
	2 天の川保育園	西禁野 2-34-1	848-1651	847-1578	160	0~5	首が すわってから
	3 小倉保育園	小倉町 13-16	868-6881	868-6887	120	0~5	6か月
	4 川越保育園	釈尊寺町 25-28	853-8668	853-8663	100	0~5	6か月
	5 北牧野保育園	牧野北町 10-40	857-0103	866-1118	120	0~5	産休明け
⊕	6 ギンガ保育園	村野西町 4-11	849-3388	849-3311	130	0~5	産休明け
⊖	7 くずはあけぼの保育園	楠葉丘 1-19-1	855-5457	850-8515	140	0~5	首が すわってから
	8 くずは光の子保育園(本園)	楠葉朝日 1-22-10	856-8882	856-8895	170	0~5	2か月
⊕ ⊖	8B くずは光の子保育園(分園)	楠葉美咲 1-25-5	866-8200	866-8700			
	9 光善寺保育園	出口 4-36-5	833-3418	833-3428	200	0~5	産休明け
	10 香里ヶ丘愛児園	宮之下町 8-16	854-7858	853-1604	70	0~5	4か月
	11 香里ヶ丘保育園	香里園東之町 21-7	833-7777	833-7908	130	0~5	産休明け
	12 香里敬愛保育所	香里ヶ丘 4-17-1	854-5321	852-3370	130	0~5	3か月
	13 阪保育園	牧野本町 1-10-16	800-1255	866-1355	140	0~5	産休明け
	14 (仮称)桜丘北保育所 ※1	桜丘町 20-1	847-8600	847-8600	90	0~5	産休明け
⊖	15 常称寺保育園	山之上 4-4-14	845-2130	845-2144	130	0~5	産休明け
	16 招提保育園	招提平野町 6-10	857-6137	857-8734	130	0~5	6か月
⊖	17 親愛保育園	南中振 2-17-37	832-1156	831-0606	90	0~5	3か月
	18 第二徳風保育園 ※2	招提南町 3-10-22	856-0770	856-4803	120	0~2	産休明け
⊖	19 第2長尾保育園	長尾北町 3-2-1	857-0234	857-0027	120	0~5	3か月
	20 鷹塚山保育園	高塚町 3-8	845-2622	841-8788	90	0~5	6か月
	21 津田保育園	津田元町 3-3-17	858-2278	858-5554	140	0~5	5か月
	22 徳風保育園 ※2	田口山 2-5-1	857-2997	857-2862	150	3~5	—
⊖	23 長尾保育園	長尾東町 1-41-1	858-5881	858-0475	170	0~5	3か月
⊕	24 中振敬愛保育所(本園)	東中振 1-12-1	834-2331	832-5965	185	0~5	3か月
⊕	24B 中振敬愛保育所(分園)	香里ヶ丘 8-1	807-7878	807-5887			
	25 中宮まぶね保育園	中宮山戸町 15-1	840-2780	840-3212	120	0~5	3か月
	26 渚ゆりかご保育園	渚西 2-35-10	805-0855	805-0833	200	0~5	3か月
	27 茄子作保育所	茄子作 4-3-3	854-5014	854-2214	150	0~5	産休明け
	28 走谷ちどり保育園	走谷 1-1-10	846-2835	846-2835	120	0~5	産休明け
⊖	29 光の峰保育園	大峰元町 2-11-6	858-0101	859-4080	120	0~5	3か月
	30 樋之上保育園	樋之上町 6-1	850-7585	850-7300	180	0~5	2か月
	31 氷室保育園	尊延寺 6-22-5	858-0058	858-0176	120	0~5	2か月
⊖	32 枚方たんぼ保育園	中宮北町 10-14	840-2083	840-9614	90	0~5	産休明け
	33 船橋保育園	西船橋 1-83-1	855-5371	855-5577	130	0~5	産休明け
⊖	34 牧野保育園	上島東町 6-5	868-5577	851-5757	140	0~5	6か月
	35 マツガ保育園	長尾西町 3-28-10	850-4141	866-5022	130	0~5	首が すわってから
⊕	36 まりも保育園	春日北町 4-1-7	858-5255	858-5267	140	0~5	産休明け
⊖	37 みずき敬愛保育園	香里ヶ丘 3-15-3	854-1030	854-1052	90	0~5	3か月
	38 宮之阪サクラ保育園	宮之阪 4-8-8	848-6750	805-2225	120	0~5	産休明け
⊕	39 愛和保育園	桜町 2-4	844-6234	844-6235	30	0~2	2か月
⊕	40 つくし保育園	中宮本町 1-29	848-5734	807-3294	30	0~2	産休明け
⊕	41 ハレルヤ保育園	招提南町 1-3-18	868-5541	868-5542	30	0~2	3か月

「受入月齢」は目安であり、受入れ体制やお子さんの状況により、記載の月齢以降、必ずしも受入れができる訳ではありません（以下、全ての施設も同様）。

※1（仮称）桜丘北保育所は民営化による園舎建替え工事に伴い、令和6年度から仮設園舎（村野高見台 2130 番 3 他）に移転予定です。また、電話・FAX 番号は公立桜丘北保育所のもを記載しています。令和 6 年 4 月以降の番号は市ホームページでご確認ください。

※2 第二徳風保育園卒園後は、申込不要で徳風保育園へ入所していただけます。

- ㊦ 0歳児から2歳児までが対象の小規模保育園です。
- ㊧ 一時預かり事業を実施している保育所(園)です。
- ㊨ 地域子育て支援拠点事業(おやこの広場)は、乳幼児の親子が自由に遊び、交流することができる室内の遊び場です。親子で参加できるイベントや、育児相談などを行っています。
- ㊩ 分園あり ※本園と分園は申請時に選択できません。入園時に園が決定します。

◆公立保育所

No.	名称	所在地	電話番号・FAX番号	定員	歳児	受入月齢
	42 禁野保育所	中宮北町1-2	847-8739	90	0~5	産休明け
㊨	43 楠葉野保育所	南楠葉1-26-10	851-7090	90	0~5	産休明け
㊨	44 香里団地保育所	香里ヶ丘2-8-1	854-0124	170	0~5	産休明け
	45 菅原保育所	長尾元町1-17-10	857-2027	90	0~5	産休明け
	46 藤田川保育所	香里ヶ丘3-4	854-5430	90	0~5	産休明け
㊨	47 枚方保育所	東田宮1-2-5	843-0485	140	0~5	産休明け
	48 山田保育所	甲斐田東町31-2	840-2580	90	1~5	—

㊨ 地域子育て支援拠点事業を実施している保育所です。

◆私立認定こども園(社会福祉法人)

No.	名称	所在地	電話番号	定員	歳児	受入月齢
㊧	I 認定こども園 宇山光の子保育園	宇山東町8-30	電話:851-0560 FAX:851-1962	165	0~5	6か月
㊨㊧㊩	II 認定こども園 さだ保育園 ※	北中振2-3-47	電話:832-2601 FAX:832-2602	105	0~5	産休明け
㊨	III 認定こども園 大峰いなほこども園 ※	大峰元町1-22-1	電話:858-7788 FAX:858-7868	101	0~5	首が すわってから
㊧	IV 認定こども園 三矢ゆりかごこども園 ※	伊加賀西町46-1	電話:846-5566 FAX:843-8638	179	0~5	3か月
㊨	V 認定こども園 明善めぐみ園	藤阪南町2-26-1	電話:851-0022 FAX:851-6063	140	0~5	産休明け
㊩	VI 認定こども園 明善第弐めぐみ園	藤阪南町2-26-1	電話:851-0022 FAX:851-6063	40	0~5	産休明け
	VII 認定こども園 むらのこども園(本園) ※	村野本町29-2	電話:847-8469 FAX:847-2000	139	0~5	3か月
㊧㊩	VII B 認定こども園 むらのこども園(分園) ※	桜丘町72-8				

㊧ 一時預かり事業を実施している認定こども園です。

㊨ 地域子育て支援拠点事業を実施している認定こども園です。

㊩ 明善第弐めぐみ園は夜間の認定こども園です(P.2参照)。

㊩ 休日保育を実施している認定こども園です。

㊩ 分園あり ※本園と分園は申請時に選択できません。入園時に園が決定します。

※ 令和6年度に保育所(園)から認定こども園へ移行予定。移行する園のうち、大峰いなほこども園は第二光の峰保育園から、三矢ゆりかごこども園は三矢ゆりかご保育園から、むらのこども園は村野保育園から名称を変更しています。



◆私立認定こども園(学校法人)

No.	名称	所在地	電話番号	定員	歳児	受入月齢
VIII	認定こども園 うみのほし幼稚園	岡南町 3-46	電話:845-0550 FAX:845-0559	100	1~5	—
IX	認定こども園 うらら幼稚園	牧野北町6-8	電話:857-6402 FAX:857-6448	20	3~5	—
X	認定こども園 春日丘幼稚園	田口山 2-5-1	電話:868-1828 FAX:856-5978	176	0~5	6か月
XI	認定こども園 勝山愛和香里ヶ丘幼稚園	香里ヶ丘 4-17-3	電話:854-0081 FAX:854-5322	90	1~5	—
XII	認定こども園 鴻池学園第二幼稚園	禁野本町 1-13-22	電話:848-5858 FAX:847-1982	100	0~5	6か月
XIII	認定こども園 鴻池学園第三幼稚園	長尾播磨谷 1-4051	電話:855-3777 FAX:855-3779	120	3~5	—
XV	認定こども園 清香学園幼稚園	東牧野町 24-6	電話:857-6953 FAX:857-6974	20	3~5	—
XVI	認定こども園 報徳幼稚園	招提南町 3-10-10	電話:855-7700 FAX:855-0285	15	3~5	—

※ I~VIII、X~XIIは、幼保連携型認定こども園です。IX、XIII~XVIは、幼稚園型認定こども園です。

◆小規模保育事業実施施設

No.	名称	所在地	電話番号・FAX 番号	定員	歳児	受入月齢
①	アップル保育園	北中振 1-21-2	831-5060	10	0~2	6か月
②	樹保育所 宮之阪園	宮之阪 3-5-55	848-1647	19	0~2	4か月
③	カナデ保育園	村野西町 4-21	電話:080-8516-2252 FAX:849-3311	12	0~2	産休明け
④	クアッカ長尾保育園	長尾東町 1-48-23	電話:896-5007 FAX:857-0027	12	0~2	3か月
⑤	小規模保育園 のはらうた	都丘町6-9	電話:070-2443-5403 FAX:868-2222	19	1~2	—
⑥	常称寺枚方駅前保育園	岡本町 7-1-107	電話:844-2107 FAX:844-2108	19	1~2	—
⑦	すだち保育園	東船橋 2-35-106	851-8810	19	1~2	—
⑧	ひよこ保育園	都丘町 19-19	848-6332	10	0~2	6か月
⑨	みんなの里 ぼこぼこほいくえん	町楠葉 1-8-6-103	392-4014	19	0~2	産休明け
⑩	楠葉なみき ※1 小規模保育施設(公立)	楠葉並木 2-29-3	851-5005	19	1~2	—
⑪	こうりょう ※1 ※2 小規模保育施設(公立)	御殿山南町 2-5	840-5577	19	1~2	—
⑫	さだ ※1 ※2 小規模保育施設(公立)	東中振2-1783-1	832-3860	19	1~2	—
⑬	たのくちやま ※1 ※2 小規模保育施設(公立)	田口山3-10-2	857-4780	19	1~2	—
⑭	ひらかた ※1 ※2 小規模保育施設(公立)	枚方上之町 11-16	841-2185	19	1~2	—

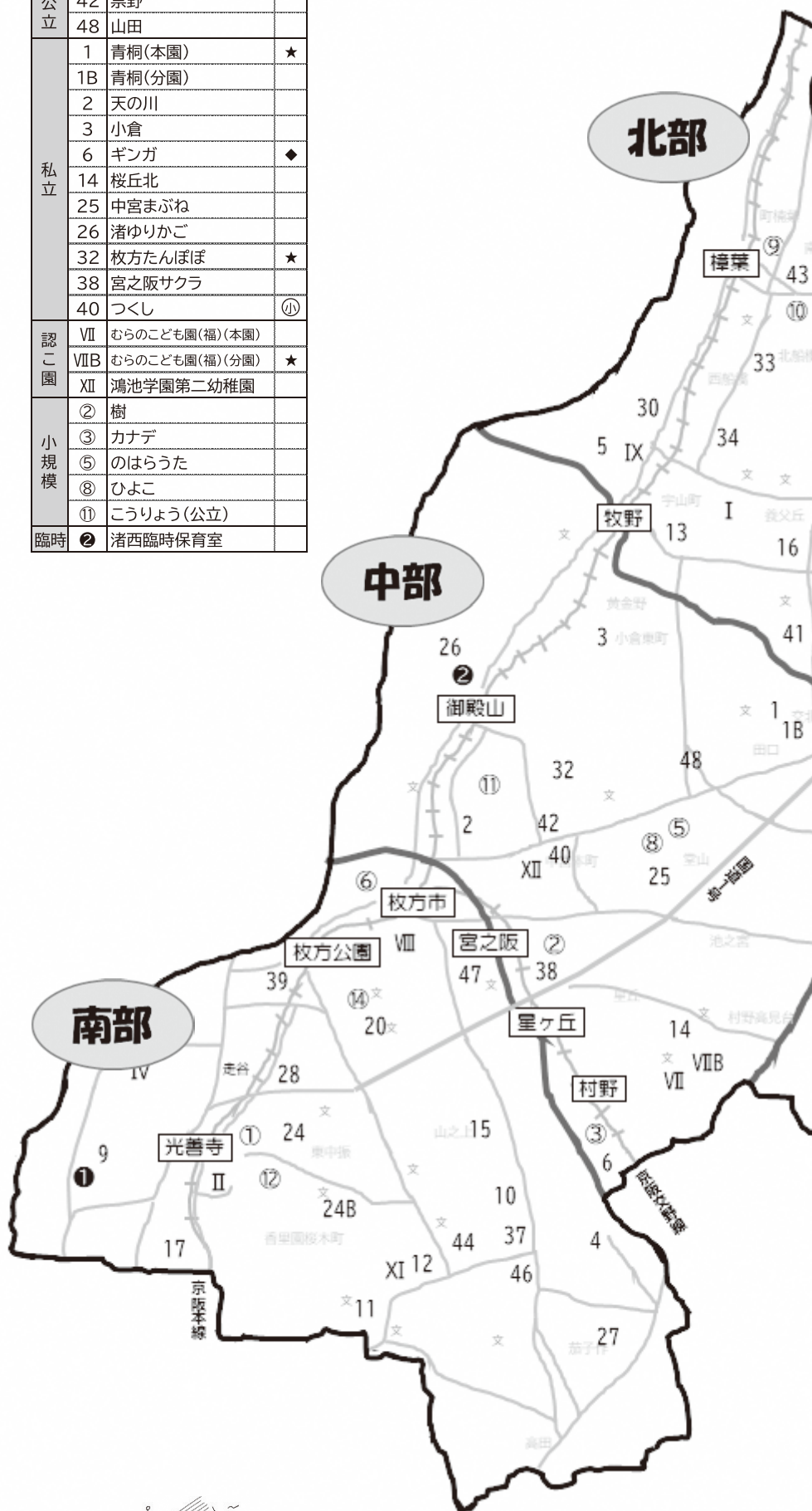
※1 ⑩~⑭の公立小規模保育施設では、土曜保育は別施設で実施しています。

※2 「枚方版子ども園」として開設しており、小規模保育施設卒園後、同一敷地内の公立幼稚園に優先入園可能。幼稚園入園後は、預かり保育利用により、午前7時~午後7時までの必要な時間を利用することが可能です。

北部			
	名称		
公立	43 楠葉野	◆	
私立	5 北牧野		
	7 くずはあけぼの	★	
	8 くずは光の子(本園)		
	8B くずは光の子(分園)	◆	
	13 阪		
	16 招提		
	18 第二徳風		
	30 樋之上		
	33 船橋		
	34 牧野	★	
	41 ハレルヤ	㊦	
認定こども園	I 宇山光の子保育園(福)	★	
	IX うらら幼稚園		
	XIV 清香学園幼稚園		
	XV 報徳幼稚園		
小規模	⑦ すだち		
	⑨ ぼこぼこ		
	⑩ 楠葉なみき(公立)		
臨時	㉓ くずは光の子臨時保育室		

中部			
	名称		
公立	42 禁野		
	48 山田		
私立	1 青桐(本園)	★	
	1B 青桐(分園)		
	2 天の川		
	3 小倉		
	6 ギンガ	◆	
	14 桜丘北		
	25 中宮まぶね		
	26 渚ゆりかご		
	32 枚方たんぼぼ	★	
	38 宮之阪サクラ		
	40 つくし	㊦	
認定こども園	VII むらのこども園(福)(本園)		
	VII B むらのこども園(福)(分園)	★	
	XII 鴻池学園第二幼稚園		
小規模	② 樹		
	③ カナデ		
	⑤ のはらうた		
	⑧ ひよこ		
	⑩ こうりょう(公立)		
臨時	㉒ 渚西臨時保育室		

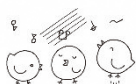
南部			
	名称		
公立	44 香里団地	◆	
	46 藤田川		
	47 枚方	◆	
私立	4 川越		
	9 光善寺		
	10 香里ヶ丘愛児園		
	11 香里ヶ丘		
	12 香里敬愛		
	15 常称寺	★	
	17 親愛	★	
	20 鷹塚山		
	24 中振敬愛(本園)	◆	
	24B 中振敬愛(分園)		
	27 茄子作		
	28 走谷ちどり		
	37 みずき敬愛	★	
	39 愛和	㊦	
認定こども園	VIII うみのほし幼稚園		
	XI 勝山愛和香里ヶ丘幼稚園		
	II さだ保育園(福)	◆★	
	IV 三矢ゆりかごこども園(福)	★	
小規模	① アップル		
	⑥ 常称寺枚方駅前		
	⑫ さだ(公立)		
	⑭ ひらかた(公立)		
臨時	㉑ 蹊跼西臨時保育室		



★ 一時預かり事業実施園

◆ 地域子育て支援拠点(おやこの広場)

㊦ 0歳児から2歳児までが対象の小規模保育園



市内 保育所（園）等 位置図



東部		名称	
公立	45	菅原	
私立	19	第2長尾	★
	21	津田	
	22	徳風	
	23	長尾	★
	29	光の峰	★
	31	氷室	
	35	マツガ	
認定こども園	III	大峰いなほこども園(福)	◆
	V	明善めぐみ園(福)	◆
	VI	明善第3めぐみ園(福)	
	X	春日丘幼稚園	
園	XIII	鴻池学園第三幼稚園	
小規模	④	クアッカ長尾	
	⑬	たのくちやま(公立)	

全国の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報が閲覧できるサイト（「ここ de サーチ」）です。

詳細は市ホームページ(右下 QRコード)よりご確認ください。



枚方市子育て応援アプリ スマイル★ひらかたっ子

忙しい子育て中のお母さん、お父さんが手軽に利用できる子育て応援アプリ「スマイル★ひらかたっ子」ができました。予防接種のスケジュール管理や子育てイベント情報など役立つ機能が満載です。



乳幼児の親子が自由に遊べるスペースや子育て講座・サークルなどの情報も掲載。お子様の身長や体重を入力することで、成長がグラフで一目でわかる機能も。※ご利用料金は無料ですが、パケット代などの通信費は自己負担となります。

【ほいくしのホットコラム配信中！】

ほいくしのホットコラム



保育士目線でホットとする季節のメッセージや豆知識を届けます。

★ 予防接種の スケジュールが自動で！

予防接種は種類の多さや間隔の違いから、スケジュール管理は難しいもの。このアプリを使えば、お子様の生年月日を入力するだけでスケジュールを自動作成。急な発熱などによる予定変更もOK！

★ 健康診査やイベント 情報がプッシュ通知で！

お住まいの近隣で開催される子育てイベントや、健康診査のお知らせがプッシュ通知でタイムリーに届きます。

★ 保育施設・公園・図書館をカンタン検索

市内の保育施設や公園、図書館の検索はもちろん、Google マップ連動による経路検索もできます。公園遊具の種類検索もOK！

【ダウンロードはこちら】

無料



< Web 版 >



MEMO

日本子育て支援大賞2022



<お問い合わせ>

枚方市役所 保育幼稚園入園課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1-20

TEL:072(841)1472(直通) FAX:072(841)4319

開庁時間:午前9時~午後5時30分(土・日・祝・年末年始除く)